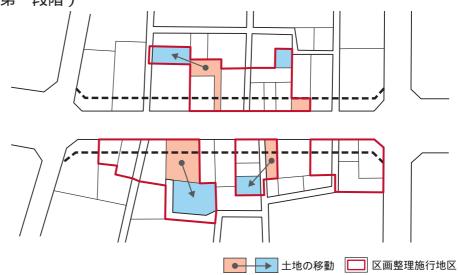
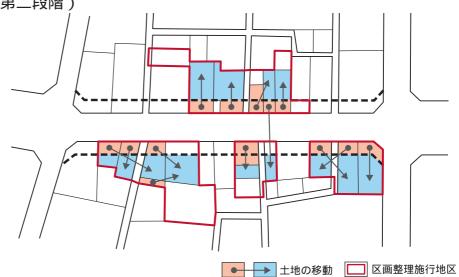
## 換地手法による土地の移動(第一段階)

取得した用地を、代替地を希望する地権者の土地と「玉突き的」に移動していきます。これは、順次、繰り返していきます。この時に、共同建築の意向を持っている地権者の土地を集約していくことも効果的です。



## 換地手法による土地の移動(第二段階)

区画整理の施行区域以外の都 市計画道路については、街路事 業として直接買収をしていきま す。(街路事業者が実施します)



## 整備後のイメージ

地権者の意向を踏まえて、土 地区画整理事業の施行区域と、 街路事業による直接買収の区域 を設定します。区画整理の区域 は、敷地レベルで設定すること が可能です。この場合、沿道の 区域で売却意向のある土地をど れだけ施行区域に含めることが できるかが、重要なポイントと なります。

